

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認	
根拠法令・条項	社会福祉法第55条の2第1項	
所 管 課	生活福祉部 健康福祉総務課	
審 査 基 準	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第3項、4項、5項、6項、7項、9項及び「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号）別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」による。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	<p>事案の内容、程度等が案件ごとに異なるため、標準処理期間を設定することが困難である。</p>